

一般社団法人 日本精神科救急学会認定医制度における
認定施設及び指導医の暫定措置に関する内規

制定 2021年5月8日

改正 2022年3月26日

第1章 暫定認定施設認定について

第1条 暫定認定施設認定の申請

本制度発足から2年間に限り、暫定的に一般社団法人日本精神科救急学会認定施設(以下、「暫定認定施設」という。)認定の申請を行うことができ、また、在職する暫定指導医1名だけで暫定認定施設として認定されれば、制度発足から3年間に限り、認定医及び指導医の養成をすることができ、その申請を行う施設は、以下の各項の条件をすべて満たさなければならない。

1. 日本精神神経学会研修施設のうち精神科救急医療サービスを提供できる、細則に定める設備・体制等を有すること
2. 1名以上の本学会暫定指導医相当のものが在職すること。ただし、細則第10条に定める猶予が認められる場合は、この限りではない
3. 細則に定める研修カリキュラムを有し、その研修を実施できること

第2条 暫定認定施設の申請をする施設は、次の各項に定める申請書類を研修施設審査委員会に提出しなければならない。

1. 施設認定申請書(様式10)
2. 精神科救急医療等を行っている施設であることの証明書(精神科救急入院料の施設基準に係る厚生局からの受理通知書写しなど)
3. 研修カリキュラム(様式11)

第3条 研修施設審査部会は、新たに申請された施設に関して、申請書類によって審査を行う。

第4条 本学会理事長は、認定医制度委員会および理事会の議を経て認定された施設に対して本学会暫定認定施設証を交付する。

第5条 暫定認定施設の認定期間は本制度発足から3年間とする。

第6条 本制度発足から3年間以降に暫定認定施設から認定施設への移行を希望するものは、規則第13章 第29条に従って申請すること。

第2章 暫定指導医認定について

第7条 暫定指導医の申請

本制度発足から2年間に限り、暫定的に一般社団法人日本精神科救急学会指導医(以下、「暫定指導医」という。)認定の申請を行うことができ、制度発足から3年間に限り、認定医及び指導医の養成をすることができ、その申請を行うものは、以下の各項の条件をすべて満たさなければならない。

1. 日本国の医師免許証を有すること
2. 申請時に日本精神神経学会専門医及び指導医を有していること
3. 申請時に精神保健福祉法の定める精神保健指定医の資格を有すること
4. 申請時において、継続して5年以上本学会の会員であること
5. 第1章の暫定認定施設で常勤(同一施設で週4日以上勤務)として3年以上勤務していること

第8条 暫定指導医認定の審査を希望するものは、次の各項に定める書類を認定医制度委員会に提出しなければならない。

1. 指導医認定申請書(様式6)
2. 履歴書(様式2)
3. 日本精神神経学会専門医証(写し)

4. 日本精神神経学会指導医証（写し）
5. 申請まで3年以上従事したという
認定施設管理者の証明書（様式7）
6. 審査料・認定料振込証明書（写し）

第9条 暫定指導医認定の審査は、認定医制度委員会が行い、理事会が承認する。

第10条 暫定指導医認定の審査結果は、本学会会員報告会および機関誌などにおいて公示する。

第11条 本学会理事長は、暫定指導医審査合格者に対して暫定指導医証を交付する。

第12条 暫定指導医の認定期間は本制度発足から3年間とする。

第13条 本制度発足から3年間以降に暫定指導医から指導医への移行を希望するものは、規則第9章第18条の「3. 本学会認定医証（写し）」に代えて、暫定指導医証を提出すること。

第3章 内規の変更

第14条 本内規を変更する場合は、認定医制度委員会の議決を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則

第1条 特定暫定指導医について

第7条において1, 2, 3, 5を満たしている場合、4の本学会会員年数は、2024年3月末で継続して5年以上であれば申請時に5年未満であっても特定暫定指導医として申請できる。

第2条 特定認定施設について

常勤精神科医師数が8名に満たない医療機関が、第1条1, 2, 3 第2条1, 2, 3を満たしている場合、特定認定施設の申請を行うことができる。

特定認定施設は、指導医1名で、認定医及び指導医の養成ができる。

特定認定施設の認定期間は1年で、連続して申請することを妨げない。